

○久米島町振興計画審議会規則

平成14年4月1日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、久米島町附属機関の設置に関する条例(平成14年久米島町条例第19号)第3条の規定に基づき、久米島町振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 総合計画策定に関する事項
- (2) 国土利用計画策定に関する事項
- (3) 景観計画策定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町職員
- (5) 公共的団体の役員及び職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、同項第2号から第6号までに掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び前条の規定により出席した者の報酬及び費用弁償の額は、久米島町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年久米島町条例第32号)第2条及び第3条の規定を適用する。

(事務)

第9条 審議会の事務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第4-1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。